

農地法第3条許可申請必要書類

- 1 農地法第3条許可申請書
- 2 登記事項証明書（登記簿謄本）
- 3 地図に準ずる図面（公図の写し）
- 4 位置図・案内図 ※注2
- 5 営農計画書（新規就農者の場合）
- 6 農業経営の実態証明 ※注3
- 7 住民票又は戸籍の附票 ※注4
- 8 委任状（書類の作成及び提出等代理人が行う場合のみ）

※注1

登記事項証明書・地図に準ずる図面は、千葉地方法務局いすみ出張所で入手できます。

※注2

担当地区の農業委員による現地確認調査がありますので、現地がわかるような地図（住宅地図でも可）を添付してください。

※注3

農業経営実態証明は、住民登録をされている市町村の農業委員会で証明を受けてください。（他市町村で農業経営の実績がある場合に添付）

※注4

譲受人が大多喜町に住民登録をしていない場合及び
譲渡人の現住所が、登記事項証明書記載の住所と違う場合に必要となります。

【注意事項】

- ◎現況が農地以外（山林・宅地・資材置場等）になっていないこと。
- ◎農地法第3条の許可は、同法第3条第2項各号に該当する場合は、することができません。
- ◎許可後も耕作を行うことが必須となります。（転用不可）